

「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」 に基づく指定管理者の選定

熊本県

人口：1,858,522 人
面積：7,404.83 km²

取組の概要

指定管理候補者の選定に当たって指針を定め、全庁的に統一したルールに沿って選定手続きを進めた。外部有識者を過半数とする選定委員会を各部ごとに設置するとともに、施設の特性に応じた審査基準の配点例を事前に公表するなど、選定方法等について透明性・公平性を高める工夫を行った。

取組の紹介

1 取組の背景

- 地方自治法改正前の規定により管理委託している施設については、全面的に指定管理者制度の導入を図ることとしたが、指定管理候補者の選定等を行うにあたっては、事務処理における透明性・公平性を確保しつつ円滑・適正に進める必要があったため、統一的なルールづくりを行うこととした。

2 取組の具体的内容

- 事務処理の透明性・公平性の確保に特に留意する必要があることから、外部有識者の意見等も踏まえながら、標準的な事務処理について「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」（以下「指針」）を定め、整理することとした。
- 指針において、特に工夫した点としては、施設の特性に応じた審査基準と、選定委員会の構成である。

(1) 審査基準

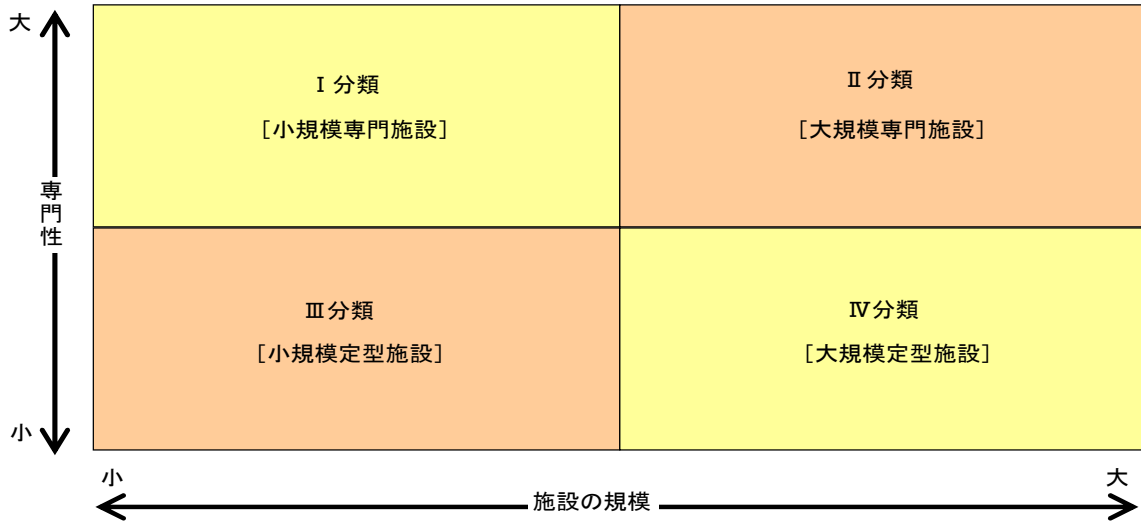
- 施設の専門性と規模の2つの視点により、[小規模専門施設] [小規模定型施設] [大規模専門施設] [大規模定型施設] に4分類し、それぞれの分類ごとの配点を指針で事前に示した。
- 専門性の高い施設については、事業内容とサービスの質的向上を重視した配点とし、定型施設（特に大規模定型施設）については、経費縮減を重視した配点とした。

【施設分類・配点表】

審査基準の類型化

【施設の規模】
管理経費の所要額
委託費の額等

【専門性】
業務の定型性、技術性
ソフト事業のノウハウ
民間事業者の代替性等



I 分類(小規模専門施設)

選定項目	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等 事業内容の偏り等	適・不適で判断

	選定項目	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	35
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	25
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	30
4	その他必要な事項 → 部局枠得点として配分		10

【審査基準の配点の視点】

- ・施設で実施する事業内容を重視
- ・事業者によるサービスの質的向上を重視

II 分類(大規模専門施設)

選定項目	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等 事業内容の偏り等	適・不適で判断

	選定項目	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	35
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	20
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	35
4	その他必要な事項 → 部局枠得点として配分		10

【審査基準の配点の視点】

- ・サービスの安定的な提供能力を重視
- ・施設で実施する事業内容の優劣を重視

III 分類(小規模定型施設)

選定項目	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等 事業内容の偏り等	適・不適で判断

	選定項目	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	30
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	30
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	30
4	その他必要な事項 → 部局枠得点として配分		10

【審査基準の配点の視点】

- ・平均的に各審査項目を評価

IV 分類(大規模定型施設)

選定項目	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等 事業内容の偏り等	適・不適で判断

	選定項目	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	25
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	40
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	25
4	その他必要な事項 → 部局枠得点として配分		10

【審査基準の配点の視点】

- ・経費縮減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を重視

※その他必要な事項の得点は部局枠得点とし、他の審査項目への配点も可能とする。

(2) 指定管理候補者選定委員会

- ・ 部局長を含む庁内委員と外部委員の7人以上で組織し、外部委員を過半数とし、外部委員には監査法人若しくは公認会計士等の財務の専門家を加えることとした。

※ これまでの指定管理者制度の導入状況

平成17年4月導入：2施設（2施設とも公募）

平成18年4月導入：40施設（29施設で公募、11施設は施設の民営化を予定していることから非公募）

3 取組の効果

- ・ これらの取組みの結果、平成18年度から指定管理者制度を導入した施設について、民間企業等の新規参入や経費の節減等の効果がみられた。

(1) 経費節減効果

公募29施設で、約2割（約8億円）の削減

（非公募11施設を含めた40施設の合計で約8億5千万円の削減）

(2) 申請受付団体数

公募29施設で、延応募団体数93団体（平均応募団体数3.2団体）

(3) 選定結果

公募29施設で従来の管理団体以外が選定された施設16施設（新規参入率55.2%）

4 取組中の課題・問題点

- ・ 様々な種類や規模の公の施設に適応可能なルール作りを行うには、庁外を含め幅広く意見を集約しながら進める必要があったため、有識者や県議会代表等からなる基本検討会を設置し、様々な角度から意見を求めることにより対応していった。

5 住民の反応・評価

- ・ 制度を導入した施設において、これまで、指定管理者に対するクレーム等の報告はない。
- ・ 今後、利用者サービス調査（アンケート調査）などモニタリングを行いながら、住民の反応等についても把握していく予定。

6 今後の課題

- ・ 指定管理者による管理やサービス提供等の状況を、モニタリングを通じ把握し、次期選定時に活かしていく必要がある。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/project/fiscal/index.asp>

(「熊本県の行財政改革」のページ)

担当部署：行政経営課